

---

災害対応における  
土地利用計画作成ガイドライン

令和8年3月

三重県

---

---

## 目 次

1. ガイドライン作成の背景 .....	1
1.1 ガイドライン作成の目的 .....	1
1.2 土地利用計画とは .....	1
1.3 対象とする機能.....	3
2. 公共用地・施設等のリスト化（市町保有地） .....	4
2.1 用地リストの作成 .....	4
2.2 対象エリアの設定 .....	8
3. 必要面積の把握.....	9
3.1 対象災害.....	9
3.2 必要面積の算定 .....	9
4. 確保面積の把握.....	11
5. 機能配置の利用調整.....	12
5.1 利用想定機能の設定.....	12
5.2 被災リスクの有無、指定状況による調整.....	19
5.3 機能の優先度による調整 .....	23
5.4 機能配置における隣接可否・地域特性による調整 .....	25
5.5 タイムラインでの調整.....	27
6. その他配置を検討すべき機能 .....	35
7. 取りまとめ.....	36
7.1 計画書 .....	36
7.2 全体の配置状況.....	37
7.3 公共用地・施設等状況カルテ .....	38
8. 広域での調整 .....	39

---

# 1. ガイドライン作成の背景

## 1.1 ガイドライン作成の目的

令和6年能登半島地震においては、一つの土地に対する災害対応に必要な機能の重複や、その後の奥能登豪雨により、応急仮設住宅が浸水被害を受け、住民の避難が必要になるなど、土地の確保・選定に課題が生じた。

南海トラフ地震発生後の混乱した状況下において、市町内で使用可能な土地が大きく制限される中、円滑かつ迅速な災害対応を可能とするためには、応急期に必要な機能の配置や土地の選定を、あらかじめ想定しておくことが重要である。

そこで、機能に関する土地利用を検討する際に必要な環境条件や規模、配置方法について整理した「災害対応における土地利用計画策定ガイドライン」を作成した。

市町においては、本ガイドラインで示す災害発生時に必要となる機能の考え方を参考としつつ、各市町が作成している計画やマニュアル等の実態を踏まえ、必要面積の把握や保有する公共用地・施設等の状況整理等を実施し、機能配置に向けた市町内外の調整に取り組んでいただきたい。

なお、作成にあたっては、防災部局だけでなく、関係部局及び施設管理者と連携して検討する。

## 1.2 土地利用計画とは

土地利用計画は、大規模災害時に、表1に示す必要となる各機能等の配置を平時の間に決めておくものであり、計画書、全体配置図、公共用地・施設等ごとのカルテで構成されるものである。

表1 災害発生時に必要となる機能の例

必要となる機能（公共用地・施設等）
被災者の救助などを行う応急救助機関（消防、警察、自衛隊など）の活動拠点
電気、ガス、水道、通信等のライフライン復旧のための活動拠点、資機材置場
災害廃棄物仮置場
仮埋葬地
建設型応急住宅建設用地

【応急救助機関の活動拠点】



(岩手県田野畑村)

【災害廃棄物仮置場】



【建設型応急住宅】



(岩手県山田町)

本ガイドラインでは、図 1 に示す土地利用計画の作成フローに沿って、各機能の確保（場所、期間）方法や配置手順等を解説する。

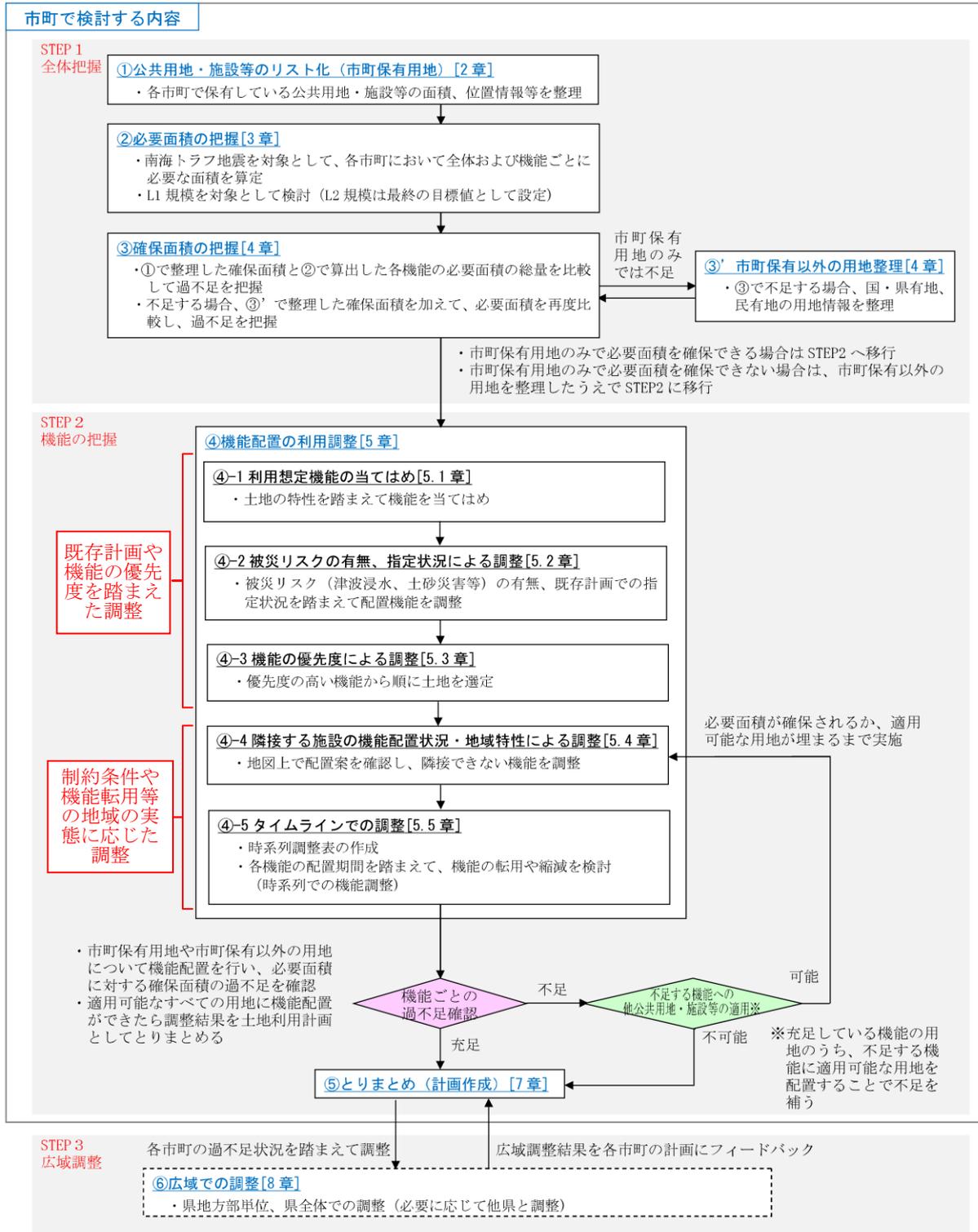


図 1 土地利用計画の作成フロー

### 1.3 対象とする機能

本ガイドラインでは、表 2 に示す屋外機能を対象とする。

表 2 ガイドラインで対象とする機能

機能	機能の内容
応急救助機関の活動拠点	各応援救助機関が、広域の救助・救急・消火活動を行うため、車両や資機材等を留め置くとともに、活動要員が滞在するための拠点
資機材置場	ライフライン復旧活動のため、復旧資機材を集積しておく場所
災害廃棄物仮置場	発災後、発生したがれきや廃棄物を一時的に集積しておく場所 ・一次：被災した住民が、自ら災害廃棄物を持ち込むことのできる搬入場。 ・二次：県設置の仮置場への積み替え拠点及び処理機能を持つ。 ※既設焼却施設のみで処理能力が不足する場合は仮設焼却炉の確保に努める
仮埋葬地	火葬が間に合わなくなった場合に、一時的に埋葬する場所
建設型応急住宅建設用地	応急仮設住宅を建設するための用地



#### 留意点・工夫点

- ・本ガイドラインは屋外機能を対象とするが、各市町の実態に応じて、他機能の追加や屋内施設を使用する機能（遺体検案、安置所など）をあわせて検討する必要がある（6章参照）。

## 2. 公共用地・施設等のリスト化（市町保有地）

### 2.1 用地リストの作成

ここでは、市町が保有する公共用地・施設等の情報を把握するため、整理すべき情報を各市町の既存計画や資料等を用いて整理し、用地リストを作成する。

各市町で保有する公共用地・施設等を収集・整理し、各機能の配置対象となる用地リストを作成する。用地リストとして整理する主な項目を表 3、活用用途を表 4 にそれぞれ示す。

用地が不足する場合に備えて、市町で保有する公共用地・施設等だけではなく、国・県が管理する公共用地・施設、民有地についても可能な限り情報の収集・整理をする。

表 3 収集する公共用地・施設等情報一覧

公共用地・施設等情報として収集する項目
所在地（郵便番号、住所）、位置情報（経度・緯度）、用地面積、使用可能面積、津波浸水の有無、管理者及び所有者、通常時連絡先、既存計画における機能指定の有無、平常時の利用形態、駐車場能力、通信手段（電話、その他）、雨風がしのげる施設の有無、土砂災害警戒区域との関係、給水施設の有無、非常用電源の有無、土地状況、公共用地・施設等へのアクセス

表 4 収集する情報の活用用途

情報	活用用途
所在地（郵便番号、住所）	公共用地・施設等の被災リスク、隣接状況、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
位置情報（経度・緯度）	公共用地・施設等の被災リスク、隣接状況、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
用地面積	用地リストなどで活用
使用可能面積	用地リストなどで活用
津波浸水の有無	公共用地・施設等の被災リスクで活用
管理者及び所有者	用地リスト、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
通常時連絡先	公共用地・施設等状況カルテなどで活用
既存計画における機能指定の有無	公共用地・施設等の機能配置、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
平常時の利用形態	公共用地・施設等状況カルテなどで活用
駐車場能力	用地リストなどで活用
通信手段（電話、その他）	公共用地・施設等状況カルテなどで活用
雨風がしのげる施設の有無	用地リストなどで活用
土砂災害警戒区域との関係	公共用地・施設等の被災リスクで活用
給水施設の有無	公共用地・施設等の機能配置、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
非常用電源の有無	公共用地・施設等の機能配置、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
土地状況	公共用地・施設等の機能配置、公共用地・施設等状況カルテなどで活用
公共用地・施設等へのアクセス	公共用地・施設等の機能配置、公共用地・施設等状況カルテなどで活用

#### 公共用地・施設等の定義

- ・公共用地・施設等：本ガイドラインでは、国や地方自治体が所有する土地及び民有地のことをさします。
- ・用 地：固有の名称を持たない土地（例：〇〇裏空地 等）
- ・施 設：固有の名称を持つ土地（例：〇〇小学校グラウンド 等）

各計画や資料等により、各市町内の公共用地・施設等情報を収集し、とりまとめる。整理項目と出典を表 5 に整理する。また、土地利用計画を作成する際に、参考となる基礎データとして収集する資料を表 6 に示す。

収集した情報を表 7 のように整理し、用地リストを作成する。

表 5 公共用地・施設等情報の整理内容一覧表

整理項目	出典（表 6 参照）											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
公共用地・施設等名称	○	●	●	○	○				●		○	○
所在地（郵便番号、住所）	○	●	●	○	○				●			○
位置情報（経度・緯度）		●	●								○	
用地面積	○	●	●		○				●			
使用可能面積	○	●	●		○				●			
耐震性の有無		●	●									
津波浸水の有無(L1、L2)		●				○			●		○	○
管理者及び所有者		●	●						●			
通常（緊急）時連絡先		●										
既存計画における機能指定の有無		●	●	○					●		○	○
平常時の利用形態		●	●						●			
駐車場能力		●										
通信手段（電話、その他）		●							●			
雨風がしのげる施設の有無 （施設面積）		●										○
土砂災害等危険地域との関係 （土石流、急傾斜、地すべり）	○	●					○		●			○
給水施設の有無	○	●							●			
非常用電源の有無		●										
土地状況		●							●			
公共用地・施設等へのアクセス		●		○					●		○	

凡例 ○：各出典において、明確に記載されている。

△：各出典において、一部の情報が記載されている。

●：各出典において、市町の保有資料を必要に応じて確認する必要がある。

※出典が 2 つ以上ある場合は、記載内容を確認し、現状に応じた情報を選択する必要がある。

表 6 収集する資料一覧（例）

出典	計画・資料等	収集先	活用方法
①	各市町地域防災計画	各市町	各機能の対象となる用地リストの作成 既定計画での指定状況の整理
②	既往の災害時活用用地に関する検討資料	三重県、各市町	各機能の対象となる用地リストの作成
③	各市町の保有する用地に関する資料	各市町	各機能の対象となる用地リストの作成
④	三重県広域受援計画 (令和5年3月修正)	三重県	各機能の対象となる用地リストの作成 機能配置の調整に活用
⑤	三重県災害廃棄物処理計画(平成27年3月)等	三重県、各市町	各機能の対象となる用地リストの作成 被害想定結果の整理
⑥	津波浸水想定区域図 (平成26年3月)	三重県	各機能の対象となる用地リストの作成
⑦	土砂災害警戒区域 (最新版)	三重県	各機能の対象となる用地リストの作成
⑧	地震被害想定調査結果 (平成26年3月)	三重県	各機能の必要面積の算定
⑨	応急仮設住宅の供給に関する情報	各市町	各機能の必要面積の算定
⑩	三重県広域火葬計画	三重県	各機能の必要面積の算定
⑪	三重県道路啓開計画 (令和7年6月)	中部地方 幹線道路 協議会	市町のエリア分け(孤立集落の把握)
⑫	各市町避難所設置状況	各市町	機能配置の調整に活用

表 7 対象公共用地・施設等の確保面積の整理（例）

公共用地・施設等名称	住所	管理者及び所有者	担当課	管理担当連絡先	位置情報		敷地総面積 (m <sup>2</sup> )	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	災害リスク						指定の有無	平常時の利用形態	駐車場能力 (台)	通信手段 (電話、その他)			ライフラインの状況		接道状況		土地状況
					緯度	経度			津波 L1	最大浸水深	津波 L2	最大浸水深	地震 (震度) L1	地震 (震度) L2				土砂災害	電話有無	防災行政無線	その他 (衛星携帯電話等)	給水施設の有無	非常用電源の有無	道路種別	
総合グラウンド	●番地	●●町	■課	0596-##-####	34.5	136.6	14,068	10,524	○	0.3m	○	0.38m				グラウンド	1617	○			○		町道	6m 以下	平坦
○○小学校グラウンド	●番地	●●町	■課	0596-##-####	34.6	136.7	8,165	9,900	○	1.5m	○	2.39m				グラウンド	500	○			○		町道	6m 以下	平坦
■小学校グラウンド	●番地	●●町	■課	0596-##-####	34.6	136.6	7,549	6,000								グラウンド	700	○			○		町道	6m 以下	平坦
△△小学校グラウンド	●番地	●●町	■課	0596-##-####	34.6	136.6	7,553	6,400	○	1.2m	○	1.76m				グラウンド	500	○			○		町道	6m 以下	平坦
●●中学校グラウンド	●番地	●●町	■課	0596-##-####	34.5	136.6	35,699	14,600								グラウンド	900	○			○		町道	6m	平坦
●●中学校第2グラウンド	●番地	●●町	■課	0596-##-####	34.6	136.6	34,696	19,817								グラウンド		○			○		町道	6m	平坦

## 2.2 対象エリアの設定

ここでは、機能配置を検討するための対象エリアを設定する。

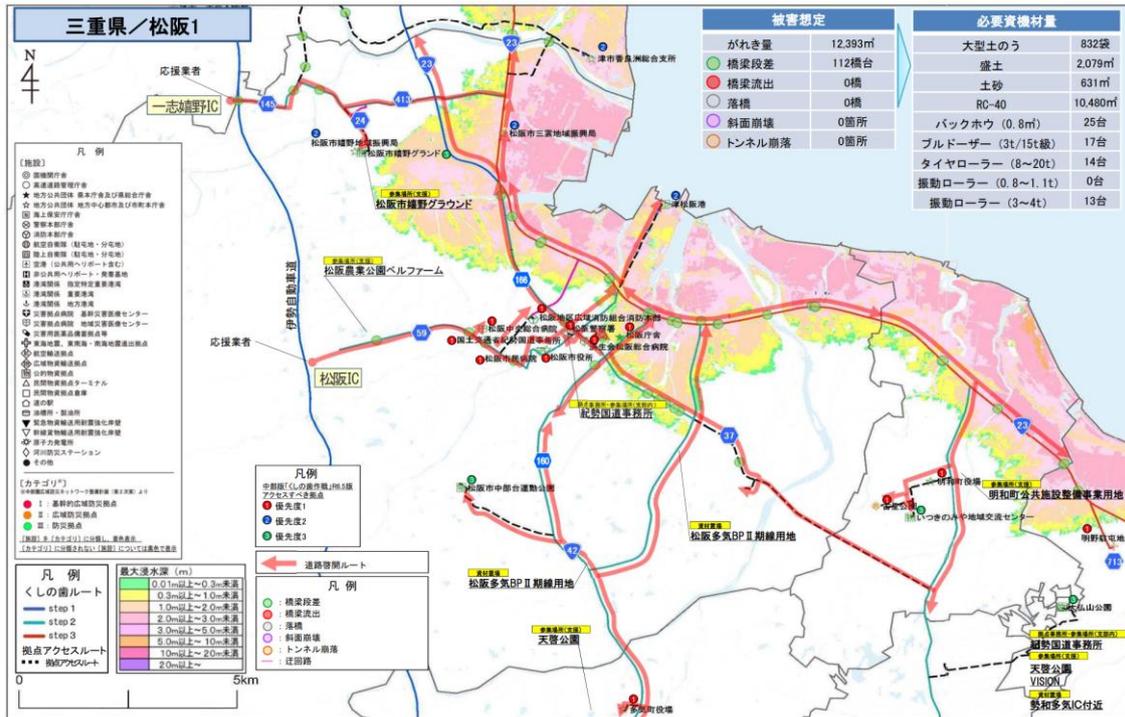
土地利用計画は、市町内で必要となる各機能を確保するため、原則として市町単位で設定する。ただし、以下のような場合には、円滑に市町内における調整を進めるため、状況に応じてエリア分割を行い、エリア毎に各機能の配置を検討する。

- ①旧市町単位など生活圏が分かれている場合
- ②津波の浸水や道路の被災により地域が分断される場合

なお、機能配置の際は、浸水区域内の公共用地・施設等を原則使用しないことを想定するが、図 2 のようにエリアの一部が浸水し、用地が不足する場合には、浸水区域内に配置可能な機能（災害廃棄物仮置場等）を検討するなど、柔軟な対応が必要である。

### くしの齒ルート・拠点アクセスルートの具体計画

中部地方幹線道路協議会  
道路管理防災・震災対策検討分科会 44  
三重県小分科会



出典：三重県道路啓開計画（中部地方幹線道路協議会、令和7年6月）

図 2 対象エリア（設定イメージ）

### 3. 必要面積の把握

#### 3.1 対象災害

対象とする被害は、「過去最大クラスの南海トラフ地震（L1）」の場合と、「理論上最大クラスの南海トラフ地震（L2）」の場合とする。

#### 3.2 必要面積の算定

ここでは、対象災害である「南海トラフ地震（L1、L2）」における各機能の必要面積を把握するため、算定方法を設定し、必要面積を算出する。

対象機能の必要面積は、三重県の各種計画や過去の災害、関係機関の想定に基づき設定した。表 8 および表 9 に示す算定方法等により算出し、必要面積を表 10 のように整理する。

算定方法の根拠については参考資料に示す。

表 8 各機能の必要面積の計算式

機能	必要面積の算定方法
応急救助機関の活動拠点	自衛隊：15,000 m <sup>2</sup> 以上 緊急消防援助隊：3,000 m <sup>2</sup> 以上 警察：1,500 m <sup>2</sup> 以上 ※三重県広域受援計画に準拠
資機材置場	市町あたり 2,500 m <sup>2</sup> 以上 ただし、協定の締結状況等の実態に応じて設定 ※ライフライン企業からの聴き取り結果
災害廃棄物仮置場	各市町の災害廃棄物処理計画 記載 災害廃棄物対策指針 技術資料の算定方法を参考に、地震被害想定調査結果をもとに算出 市町一次仮置場、市町二次仮置場それぞれで確保 ※各市町災害廃棄物処理計画、災害廃棄物対策指針 技術資料（環境省）を参考
仮埋葬地	{想定死者数 × 0.85 - (1ヶ月(30日)の火葬場稼働日数)} × 市町の最大日当たり火葬数} × 7.5 m <sup>2</sup> ※東日本大震災での事例を参考に設定
建設型応急住宅建設用地	応急仮設住宅数 × 1戸当たり 100 m <sup>2</sup> ※ ただし、協定の締結状況等の実態に応じて設定 ※三重県建設型応急仮設住宅整備マニュアル（三重県）より設定

●上記の算定方法はあくまでも参考であり、各市町の状況に応じて算定方法を変更する



#### 留意点・工夫点

- 各機能に関して、各市町の既存計画等の実態を参考に、必要面積の算定方法を適宜設定する。
- 災害廃棄物仮置場（三次）は、広域調整にて確保するため、県による用地確保の照会を行う可能性がある。

表 9 必要面積算定にあたっての被害想定 of 整理項目

項目	整理方法
応急仮設住宅数 (戸)	地震被害想定調査結果 (三重県、平成 26 年 3 月) に基づき整理する。 (発災後約 1 ヶ月～約 2 年における中期的住機能支障) パターン E
災害廃棄物仮置場 (m <sup>2</sup> )	地震被害想定調査結果 (三重県、平成 26 年 3 月) に基づき整理する。 (災害廃棄物等発生量) 災害廃棄物と津波堆積物の合計
死者数 (人)	地震被害想定調査結果 (三重県、平成 26 年 3 月) に基づき整理する。 (早期避難率低の場合)

※L1、L2 それぞれで整理

表 10 必要面積 of 整理 (例)

機能	必要面積		算出方法
	L1	L2	
応急救助機関 of 活動拠点	19,500 m <sup>2</sup>	19,500 m <sup>2</sup>	表 8 参照
資機材置場	2,500 m <sup>2</sup>	2,500 m <sup>2</sup>	
災害廃棄物仮置場	348,000 m <sup>2</sup>	428,000 m <sup>2</sup>	
仮埋葬地	2,318 m <sup>2</sup>	4,230 m <sup>2</sup>	
建設型応急住宅建設用地	11,900 m <sup>2</sup>	32,500 m <sup>2</sup>	

## 4. 確保面積の把握

ここでは、被害想定を踏まえて算出した各機能の必要面積と、用地リストで整理した公共用地・施設等の総面積を比較し、市町内で確保した公共用地・施設等の面積を把握する。

「2. 公共用地・施設等のリスト化（市町保有地）」で整理した機能配置が可能な面積と「3. 必要面積の把握」で算出した各機能の必要面積を比較し、表 11 のように確保面積を把握する。必要面積の総量が不足する場合は、国・県有地や民有地を考慮して確保に努める。

なお、市町が保有する公共用地・施設等以外の用地を含めても確保できる面積が不足する場合は、隣接する市町等との広域調整を実施する（「8. 広域での調整」参照）。

表 11 必要面積と確保面積の比較（例）

項目	面積	備考
必要面積	384,218 m <sup>2</sup>	応急救助機関の活動拠点、資機材置場、災害廃棄物仮置場、仮埋葬地、建設型応急住宅建設用地の必要面積の合計
確保面積	385,000 m <sup>2</sup>	市町内の確保面積の合計
市町保有用地	300,000 m <sup>2</sup>	この事例では、市町が保有する公共用地・施設等のみでは必要面積を確保できないため、市町が保有する公共用地・施設等以外の用地を含めて整理（※「図 1 土地利用計画の作成フロー【STEP1】③'市町保有以外の用地整理）
県有地	85,000 m <sup>2</sup>	
国有地	0 m <sup>2</sup>	
民有地	0 m <sup>2</sup>	



### 留意点・工夫点

- ・南海トラフ地震発生時は、各市町で甚大な被害が想定される。まずは、各市町で用地の確保に努めるが、不足する場合には、隣接市町と連携・協力する等『ALL 三重』で取り組む。
- ・広域調整にあたっては、県が中心となって関係市町と連携して実施する。

---

## 5. 機能配置の利用調整

---

### 5.1 利用想定機能の設定

---

#### 5.1.1 機能配置を検討する目安等

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等について、以降の機能配置の利用調整を行うために、各機能の「規模」、「設備」、「環境」の目安を示す。

各機能について、実際に配置する際には、規模（必要な面積が確保できるか）、設備（生活に必要な水道や通信施設があるか等）、環境（周辺に配置される機能や交通アクセス等）の内容に留意する必要がある。（表 12 参照）。各機能に関して、市町ごとの既存計画等において整理された必要面積の数値がある場合は、その数値に基づいて規模等を検討する。

目安の根拠については、参考資料に示す。



#### 留意点・工夫点

- ・災害廃棄物仮置場は、搬入車両の導線を一方通行にするなど、スムーズな導線の確保が必要である。
  - ・仮埋葬地は、火葬するまでの一時的な措置であり、市町のほか、民間の葬儀会社の活用を検討する。
  - ・応急救助機関の活動拠点は、自己完結\*が基本であり、各応援部隊で設備面の確保が必要である（各機関の状況によっては土グラウンドの上に敷鉄板などの資機材や、必要に応じて屋内施設の確保が必要）。
- ※自己完結：被災地の自治体等に負担をかけないように、現場活動で必要となる設備等を自らの機関で確保する体制

表 12 各機能を配置する際の目安一覧

機能	機能配置の目安		
	規模	設備	環境
応急救助機関の活動拠点	<input type="checkbox"/> 必要面積 消防：3,000m <sup>2</sup> 警察：1,500m <sup>2</sup> 自衛隊：15,000m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 駐車場スペース、野外宿泊スペースを有すること <input type="checkbox"/> 拠点確保数：1市町1箇所程度	<input type="checkbox"/> 休息施設があることが望ましい <input type="checkbox"/> 給水設備・トイレ等があることが望ましい	<input type="checkbox"/> 災害時に容易に到達可能であることが望ましい（幹線道路から近い等） <input type="checkbox"/> 野外でテント設営するため、アスファルト等で土地が整地されていることが望ましい <input type="checkbox"/> 長期にわたって活動する場合は、宿営場所を地域住民の居住エリアから遠ざけることが望ましい
資機材置場	<input type="checkbox"/> 資機材を保管できるスペースを有すること <input type="checkbox"/> 作業車等が進入できるスペースを有すること	<input type="checkbox"/> 休息施設があることが望ましい <input type="checkbox"/> 給水設備・トイレ等があることが望ましい	<input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する
災害廃棄物仮置場	市町一次仮置場	<input type="checkbox"/> 使用水等が確保できることが望ましい	<input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する <input type="checkbox"/> 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接していない <input type="checkbox"/> 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保されている <input type="checkbox"/> 避難所として指定されている施設及びその周辺を可能な限り避けること
	市町二次仮置場	<input type="checkbox"/> 使用水等が確保できることが望ましい	<input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する <input type="checkbox"/> 保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期に渡って使用可能 <input type="checkbox"/> 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接していない <input type="checkbox"/> 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保されている <input type="checkbox"/> 避難所として指定されている施設及びその周辺を可能な限り避けること
仮埋葬地	<input type="checkbox"/> 1体埋葬に十分なスペースがあること <input type="checkbox"/> 1.5～2.0mは掘ることが可能であること		<input type="checkbox"/> 高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地である <input type="checkbox"/> 公共の福祉、近隣の感情を考慮した環境である <input type="checkbox"/> 既存計画等において、仮埋葬地として位置づけられていない場合は、永代にわたり市町が墓地として管理できること <input type="checkbox"/> 遺体検案・安置所と連動した対応ができることが望ましい
建設型応急住宅建設用地	<input type="checkbox"/> 連続して住宅を建設できる面積が確保できること <input type="checkbox"/> 敷地境界、歩道（車いす）等を考慮すること	<input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道、下水、電話が使用できることが望ましい	<input type="checkbox"/> 悪臭、振動、騒音がない土地である <input type="checkbox"/> 日当たりの良い土地である <input type="checkbox"/> 医療、交通、商業施設等、生活の利便性が確保されていること <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ形成の観点から、元の地域からあまり離れていないこと

### 5.1.2 各機能の使用可能な公共用地・施設等

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等において、適用可能な機能を把握するため、設定した機能配置の目安を踏まえ、各公共用地・施設等に配置可能な機能を設定する。

機能配置の目安（表 12 参照）を参考に、各機能について使用可能な公共用地・施設等を設定する（表 13、表 14 参照）。これらを踏まえ、各公共用地・施設等において配置可能な機能を抽出する（表 15 参照）。

表 13 公共用地・施設等類型

分類	公共用地・施設等
公共用地・施設等（屋外）	校庭、大規模駐車場（公共の体育館等）、運動公園（大規模含む）、農地・空地（民間）、港、墓地、民間企業駐車場、民間企業敷地

表 14 各機能の使用可能な公共用地・施設等

機能	機能配置目安		使用可能な公共用地・施設等
応急救助機関の活動拠点	・ 応急救助機関のベースキャンプの設営や車両を駐車するための広い屋外スペースがあること。		○大規模駐車場 ○運動公園 ○大規模公園 ○校庭（休・廃校含む） ○民間企業駐車場
資機材置場	・ 資機材を保管できる広い屋外スペースがあること。 ・ 重機等が進入できる幅員の広い道路があること。		○大規模駐車場 ○運動公園 ○大規模公園 ○校庭（休・廃校含む） ○農地・空地（民間） ○民間企業駐車場
災害廃棄物仮置場	市町一次仮置場	・ 住民が持ち込むことができる屋外スペースがあること。 ・ 被災地区に比較的近い場所であること。	○大規模駐車場 ○運動公園 ○大規模公園 ○校庭（休・廃校含む）
	市町二次仮置場	・ 災害廃棄物を分類する広い屋外スペースがあること。	○大規模駐車場 ○運動公園 ○大規模公園 ○校庭（休・廃校含む） ○農地・空地（民間） ○港 ○民間企業敷地
仮埋葬地	・ 仮埋葬ができる屋外スペースがあること。 ・ 一定の深さを掘ることができること。 ・ 後々の利用に影響が出ない用地であること。		○運動公園 ○大規模公園 ○校舎（休・廃校含む） ○墓地
建設型応急住宅建設用地	・ 広い屋外スペースがあること。 ・ 長期間の使用に影響が出ないこと。		○大規模駐車場 ○運動公園 ○大規模公園 ○校庭（休・廃校含む） ○空地（民間）



#### 留意点・工夫点

・ 公共用地・施設等の特性を踏まえ、公共用地・施設等に機能を当てはめるが、1つの機能に絞らず可能性のある機能を当てはめる。

表 15 各公共用地・施設等における機能配置候補の設定（例）

No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況	土地状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)	道路幅員	地盤の状況				応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型応 急住宅建 設用地
60	運動公園	8,000	—	—	—	—	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	○	○	○	○	○
61	総合グラウンド	410	—	—	—	—	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	○	○	○	○	○
62	○○小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	○	○	○	○	○
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	○	—	—	—	—
64	○○中学校グラウンド	700	—	—	—	—	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	○	○	○	○	○
65	△△中学校グラウンド	3,100	—	—	—	—	6m以下	平坦	へリ専用拠点	グラウンド	校庭	○	—	—	—	—

### 5.1.3 適性度

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等において、適用可能な機能を把握するため、評価項目を用いて機能に対する公共用地・施設等の適性度を設定する。

表 14 に示すように、1つの機能に対して、使用可能な公共用地・施設等は複数考えられるため、以下の考え方で使用可能な公共用地・施設等の適性度を整理する。

①「市町内で確保する必要性が高い機能」をまず配置する（広域、他市町での代替の可能性のある機能は、適性度が低い）。

→「仮埋葬候補地」や「災害廃棄物仮置場」等の他市町に移動・保管することが困難であり、各市町の被災現場に近い位置で配置すべき機能が該当する。

※表 16：市町内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町での代替が可能

②「人命に関する機能」の配置を考える。

→「応急救助機関の活動拠点」等の救命救助に関する機能が該当する。

※表 16：人命に関する機能 ○：対象、－：対象外

③「公共用地・施設等（民間用地での代替の可能性）」の利用が必要な機能の配置を考える。

→「仮埋葬候補地」等の民間用地で代替が難しい機能が該当する。

※表 16：公共用地・施設等 ○：代替不可、△：民間用地で代替が可能

④「必要時期」が早期になる機能の配置を考える。

→発災後、すぐに必要とされる機能については適性度が高くなる。また、比較的、必要時期が遅くなる機能については、利用が終了した公共用地・施設等の後に利用するといった時間軸での調整が可能である。

※表 16：必要時期 ●：該当期

以上の考え方を踏まえた各機能の評価は、表 16 のとおり。

表 16 公共用地・施設等選定の際の各機能の評価

機能	評価項目					
	市町内で確保する必要性	人命に関する機能	公共用地・施設等	必要時期		
				初動	応急	復旧
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	●	●	
資機材置場	△	－	△	●	●	●
災害廃棄物仮置場	○	－	△		●	●
仮埋葬地	○	－	○		●	●
建設型応急住宅建設用地	△	－	△		●	●

※○、△、●の解説は上記参照

※必要時期（初動（第1、第2フェーズ）、応急（第3、第4フェーズ）、復旧（それ以降））は以下の通り

初動		応急												復旧					
第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ								第4フェーズ									
6h	2d   3d	4d   5d   6d   7d   8d   9d   10d   11d   12d   13d   14d	3w   4w	5w   6w   7w   8w   9w   10w   11w   12w	4m   5m   6m														

h:時間、d:日、w:週、m:月

表 14 と表 16 に示した評価を踏まえ、表 17 に公共用地・施設等ごとの、各機能の適性度の例を示す。また、表 18 に選定した公共用地・施設等に対する機能の適性度の設定例を示す。

表 17 公共用地・施設等選定の適性度【全体とりまとめ】（例）

公共用地・施設等	機能				
	応急救助機関の活動拠点	資機材置場	災害廃棄物仮置場	仮埋葬地	建設型応急住宅建設用地
大規模駐車場	B	C	A		D
運動公園	C	D	B	A	E
大規模公園	C	D	B	A	E
校庭（休・廃校）	C	D	B	A	E
校庭	A				
農地・空地（民間）		A	B		C
港			A		
墓地				A	
民間企業駐車場	A	B	C		
民間企業敷地	A	B	C		

※A＞E 適性度の高さ 空欄は、不適を示す。



#### 留意点・工夫点

- ・公共用地・施設等ごとに配置する機能の調整には、時間を要することから、本ガイドラインでは機能の絞り込みを行うための「適性度」を設定している。ただし、「5.4 機能配置における隣接可否・地域特性による調整」で地図上にプロットした際に、地域の実態にあっているかの確認が必要となる。

表 18 機能の適性度の設定（例）

No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況	土地状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)						道路幅員	地盤の状況	応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場
60	運動公園	8,000	—	—	—	—	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A
61	総合グラウンド	410	—	—	—	—	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	C	D	E	B	A
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	A	—	—	—	—
64	〇〇中学校グラウンド	700	—	—	—	—	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	C	D	E	B	A
65	△△中学校グラウンド	3,100	—	—	—	—	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	A	—	—	—	—

---

## 5.2 被災リスクの有無、指定状況による調整

---

### 5.2.1 被災リスクによる調整

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等において、配置する機能を選定するため、津波浸水のリスクが低い公共用地・施設等を抽出し、機能配置を調整する。

津波浸水の有無を踏まえ、機能配置の調整を行う。公共用地・施設等の所在地と三重県津波浸水想定区域図を用いて、各公共用地・施設等の津波浸水の有無を整理する。

表 19 に被災リスクを考慮した各公共用地・施設等の確保面積の整理例をとりまとめる。



#### 留意点・工夫点

- ・浸水区域内の施設は原則使用しないことを想定するが、用地不足時には、浸水区域内に配置可能な機能（災害廃棄物仮置場等）を検討するなど、柔軟な対応が必要である。
- ・例外的に被災リスクのある公共用地・施設等を使用する場合は、ハザードマップ等を確認し、適切な代替措置等を実施する必要がある。  
(例：建設型応急住宅は、洪水ハザードマップ等を確認し、浸水しない床高まで基礎高さを上げる等の対応を実施)

表 19 津波浸水の有無による確保面積の調整（例）

No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況		土地状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)	道路幅員	地盤の状況					応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型 応急住宅 建設用地
60	運動公園	8,000	-	-	-	-	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A	
61	総合グラウンド	410	-	-	-	-	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A	
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	C	D	E	B	A	
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	A	-	-	-	-	
64	〇〇中学校グラウンド	700	-	-	-	-	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	C	D	E	B	A	
65	△△中学校グラウンド	3,100	-	-	-	-	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	A	-	-	-	-	



No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況		土地状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)	道路幅員	地盤の状況					応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型 応急住宅 建設用地
60	運動公園	8,000	-	-	-	-	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A	
61	総合グラウンド	410	-	-	-	-	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A	
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	-	-	E	-	-	
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	-	-	-	-	-	
64	〇〇中学校グラウンド	700	-	-	-	-	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	C	D	E	B	A	
65	△△中学校グラウンド	3,100	-	-	-	-	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	A	-	-	-	-	

- 津波浸水エリア内の施設
- 津波の有無による確保面積調整箇所

津波浸水する場合は対象外  
ただし、浸水想定区域に配置可能な  
機能は柔軟に調整

## 5.2.2 指定状況による調整

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等において、配置する機能を選定するため、災害時の土地利用に関して既存計画等での指定状況を確認し、機能配置を調整する。

地域防災計画等の既存計画において、他の機能が指定されている場合、以下の考え方で機能配置の調整を行う。表 20 に指定状況を踏まえた各公共用地・施設等の確保面積の整理例をとりまとめる。

- ・既存の計画等でヘリ専用拠点や物資拠点、避難所等の他機能の指定がある施設については、その機能を優先して配置する（表 21 参照）
- ・機能指定されている公共用地・施設等は、他の機能を配置しない



### 留意点・工夫点

- ・特に、応急活動に必要となる「ヘリ専用拠点」、「物資拠点」については、「三重県地域防災計画」、「三重県広域受援計画」、各市町の「地域防災計画」等で位置付けられているため、優先して配置する。
- ・「ヘリ専用拠点」の使用期間については、市町の実態に応じて設定する。

表 20 指定状況を踏まえた確保面積の調整（例）

No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況 道路幅員	土地状況 地盤の状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)						応急救助 機関の活動 拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型応 急住宅建 設用地
60	運動公園	8,000	-	-	-	-	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A
61	総合グラウンド	410	-	-	-	-	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	-	-	E	-	-
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	-	-	-	-	-
64	〇〇中学校グラウンド	700	-	-	-	-	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	C	D	E	B	A
65	△△中学校グラウンド	3,100	-	-	-	-	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	A	-	-	-	-



No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況 道路幅員	土地状況 地盤の状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)						応急救助 機関の活動 拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型応 急住宅建 設用地
60	運動公園	8,000	-	-	-	-	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	-	-	E	-	A
61	総合グラウンド	410	-	-	-	-	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	-	-	E	-	-
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	-	-	-	-	-
64	〇〇中学校グラウンド	700	-	-	-	-	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭（休・廃校）	-	-	-	-	A
65	△△中学校グラウンド	3,100	-	-	-	-	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	-	-	-	-	-

- 津波浸水エリア内の施設
- 津波の有無による確保面積調整箇所
- 既存計画で機能が定められている施設
- 指定状況による確保面積調整箇所

既存計画で指定されているため  
優先的に配置

表 21 指定機能の一覧（例）

No.	施設名	公表機関	公表計画	指定機能
1	明和町総合グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
2	明和中学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
3	大淀小学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
4	上御糸小学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
5	下御糸小学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
6	齋宮小学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
7	明星小学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
8	旧修正小学校グラウンド	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
9	齋宮歴史博物館（齋宮跡ふるさと南部公園）	三重県	三重県地域防災計画	飛行場外離発着場
10	明和町本庁舎	三重県	三重県広域受援計画	市町災害対策本部
11	古里公園	三重県	三重県広域受援計画	救助活動拠点
12	いつきのみや地域交流センター	三重県	三重県広域受援計画	地域内輸送拠点（市町物資拠点）

### 5.3 機能の優先度による調整

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等において、配置する機能を選定するため、各機能の優先度を踏まえて、公共用地・施設等に配置する機能を調整する。

「5.2 被災リスクの有無、指定状況による調整」を踏まえ、表 22 に示す優先度に従い、配置する機能を設定する（表 23 参照）。

表 22 各機能の優先度

優先度	機能
1	応急救助機関の活動拠点
2	災害廃棄物仮置場（市町一次仮置場）
3	建設型応急住宅建設用地
4	災害廃棄物仮置場（市町二次仮置場）
5	資機材置場
6	仮埋葬地



#### 留意点・工夫点

- ・基本的に、優先度の高い機能から順に選定していくこととするが、優先度の低い機能も必要となるため、必要面積に対して大幅に不足しないように最低限（少なくとも1箇所）は確保する。
- ・各機能の優先度は、各市町の実態に応じて適宜調整する。

表 23 各機能の優先度を踏まえた確保面積の調整（例）

No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況 道路幅員	土地状況 地盤の状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)						応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型応 急住宅建 設用地
11	〇〇中学校グラウンド	35,699	-	-	-	-	6m	平坦		グラウンド	校庭	A	-	-	-	-
12	■■小学校グラウンド	11,221	-	-	-	-	6m	平坦		グラウンド	校庭	A	-	-	-	-
37	■■公園	1,200	-	-	-	-	6m以下	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	公園施設	大規模公園	-	-	B	-	E
38	〇〇広場	1,900	-	-	-	-	6m以下	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	公園施設	大規模公園	-	-	B	-	E
128	▲▲公園	1,355	-	-	-	-	6m	平坦		公園施設	大規模公園	C	D	B	A	E
129	〇〇運動公園	16,694	-	-	-	-	6m	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	-	-	E
132	■■駐車場	3,000	-	-	-	-	6m以下	平坦		駐車場	大規模駐車場	B	C	-	-	D



No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況 道路幅員	土地状況 地盤の状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)						応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型応 急住宅建 設用地
11	〇〇中学校グラウンド	35,699	-	-	-	-	6m	平坦		グラウンド	校庭	① A	-	-	-	-
12	■■小学校グラウンド	11,221	-	-	-	-	6m	平坦		グラウンド	校庭	A	-	-	-	-
37	■■公園	1,200	-	-	-	-	6m以下	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	公園施設	大規模公園	-	-	B	-	E
38	〇〇広場	1,900	-	-	-	-	6m以下	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	公園施設	大規模公園	-	-	B	-	E
128	▲▲公園	1,355	-	-	-	-	6m	平坦		公園施設	大規模公園	-	-	② B	-	-
129	〇〇運動公園	16,694	-	-	-	-	6m	平坦		グラウンド	運動公園	-	-	-	-	③ E
132	■■駐車場	3,000	-	-	-	-	6m以下	平坦		駐車場	大規模駐車場	-	④ C	-	-	-

■ 既存計画で機能が定められている施設  
 ■ 指定状況による確保面積調整箇所

機能の優先順位が高い順に、適性を踏まえて公共用地・施設等に配置する機能を調整  
 （この場合、①応急救助機関の活動拠点、②災害廃棄物仮置場、③建設型応急住宅建設用地、  
 ④資機材置場の順に必要な面積が確保できるように配置を調整）

## 5.4 機能配置における隣接可否・地域特性による調整

ここでは、用地リストで整理した公共用地・施設等において、隣接を避けた方が良い機能を整理するため、各機能の隣接可否や地域特性を踏まえて、機能配置を調整する。

各機能の配置に際しては、機能によって隣接できない（もしくは避けるべき）ものがある。

例えば、仮埋葬地といった犠牲者に関する機能や災害廃棄物仮置場は、建設型応急住宅などの生活空間に隣接して配置することは避けるべきである。

各公共用地・施設等の隣接適否の評価（表 24 参照）や地図上による配置案の確認により、隣接できない機能を調整する（図.3 参照）。隣接可否による調整結果の整理例を表 25 に示す。

表 24 各機能の隣接適否

	応急救助機関の活動拠点	資機材置場	災害廃棄物仮置場	仮埋葬地	建設型応急住宅建設用地
応急救助機関の活動拠点		○	△	△	○
資機材置場	○		△	△	○
災害廃棄物仮置場	△	△		×	×
仮埋葬地	△	△	×		×
建設型応急住宅建設用地	○	○	×	×	

○隣接が可能な機能、△隣接は可能であるが、できれば望ましくない機能、×隣接不可の機能

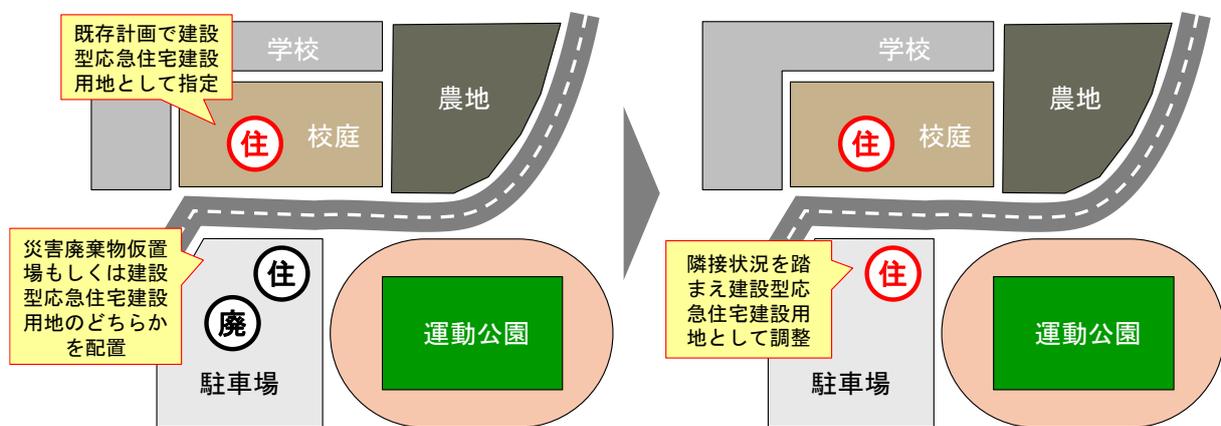


図.3 地図上による調整（例）



### 留意点・工夫点

- ・機能を配置する際は、機能の偏在やアクセス性、地域特性を踏まえて調整することが望ましい。  
（例：居住区が市町の北側にある場合は建設型応急住宅も北側に配置（現状のコミュニティから離れた設定としない））
- ・隣接を可とする場合においても、騒音や夜間照明等が居住空間に与える影響を配慮する必要がある。
- ・良好な環境の形成・保持のため、地域特性に応じた土地利用となるよう、特定用途制限地域<sup>※</sup>等を考慮した配置調整が必要である。

※三重県における特定用途制限地域として、居住環境保全地区、田園居住地区、産業集積地区、斎宮跡地区、天啓公園周辺地区などがある。

表 25 隣接適否による調整 (例)

No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況		土地状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)	道路幅員	地盤の状況					応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型 応急住宅 建設用地
60	運動公園	8,000	—	—	—	—	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	—	—	E	—	A	
61	総合グラウンド	410	—	—	—	—	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	E	B	A	
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭 (休・廃校)	—	—	E	—	—	
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	—	—	—	—	—	
64	〇〇中学校グラウンド	700	—	—	—	—	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭 (休・廃校)	—	—	—	—	A	
65	△△中学校グラウンド	3,100	—	—	—	—	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	—	—	—	—	—	



No	公共用地・施設等名称	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	津波浸水の有無				接道状況		土地状況	指定の状況	平常時の 利用形態	類型	機能				
			津波L1	最大浸水深 (m)	津波L2	最大浸水深 (m)	道路幅員	地盤の状況					応急救助 機関の活 動拠点	資機材置 場	災害廃棄 物仮置場	仮埋葬地	建設型 応急住宅 建設用地
60	運動公園	8,000	—	—	—	—	6m	平坦	災害廃棄物、 応急仮設住宅	グラウンド	運動公園	—	—	E	—	A	
61	総合グラウンド	410	—	—	—	—	6m以下	平坦		グラウンド	運動公園	C	D	—	—	A	
62	〇〇小学校グラウンド	460	○	0.3m	○	0.38m	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭 (休・廃校)	—	—	E	—	—	
63	△△小学校グラウンド	400	○	1.5m	○	2.39m	6m以下	平坦		グラウンド	校庭	—	—	—	—	—	
64	〇〇中学校グラウンド	700	—	—	—	—	6m以下	平坦	応急仮設住宅	グラウンド	校庭 (休・廃校)	—	—	—	—	A	
65	△△中学校グラウンド	3,100	—	—	—	—	6m以下	平坦	ヘリ専用拠点	グラウンド	校庭	—	—	—	—	—	

- 津波浸水エリア内の施設
- 津波の有無による確保面積調整箇所
- 既存計画で機能が定められている施設
- 指定状況による確保面積調整箇所
- 隣接適否による確保面積調整箇所

建設型応急住宅は仮埋葬地・災害廃棄物仮置場との機能の隣接を可能な限り避ける  
(例：総合グラウンドに隣接している施設に建設型応急住宅が配置されている状況を想定)

## 5.5 タイムラインでの調整

ここでは、限られた公共用地・施設等を有効活用して機能配置をするため、各機能の配置期間を整理し、別の機能の転用や複数の機能を同一の公共用地・施設等に配置することを検討する。

時間の経過に伴い、必要量が変化（減少）する機能や、一定期間の経過後に公共用地・施設等の利用が終了する機能については、当該公共用地・施設等を別の用途（機能）へ転用、複数の機能を同一の公共用地・施設等に同居させることが可能となる。このため、時系列で必要機能を確認し、段階的に調整を行うために、「時系列調整表」を作成する。

時系列調整表の作成の具体的な手順を図.4に示し、機能の転用、規模の縮小による配置調整のイメージを図.5に示す。

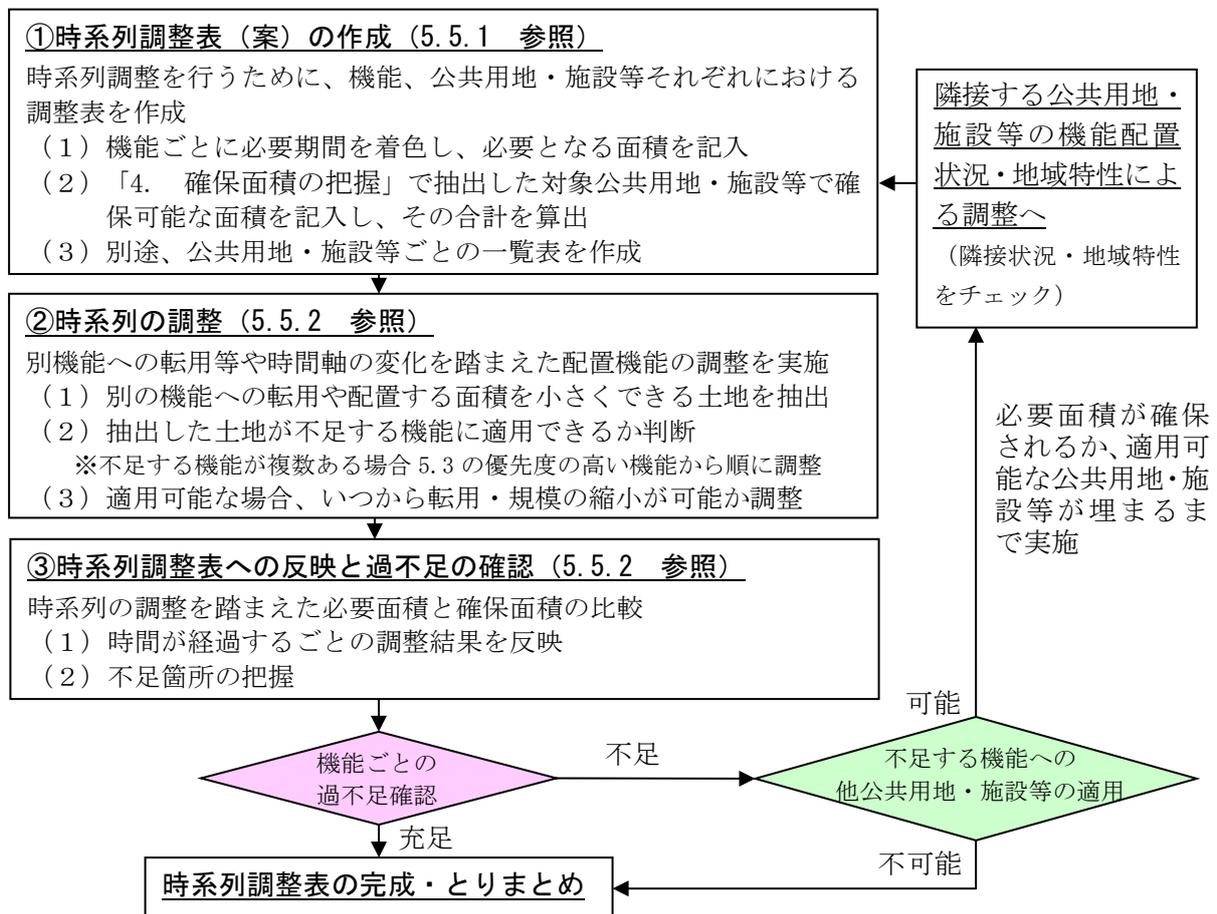


図.4 時系列での調整フロー

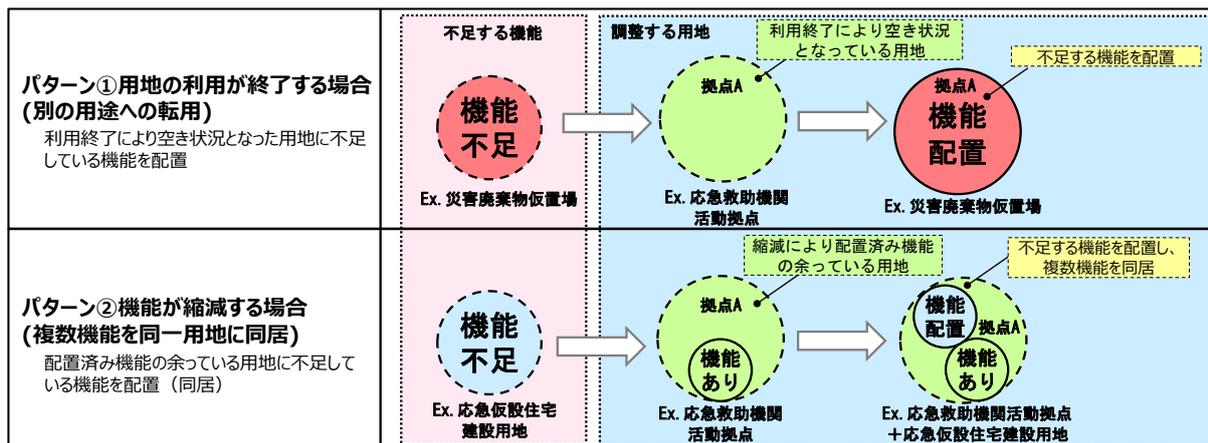


図5 機能の転用、規模の縮小による配置調整のイメージ

本ガイドラインで扱うタイムラインの対象期間は、発災から6ヵ月までを対象としている。

時間の区切りは、第1フェーズを発災6時間後、第2フェーズを発災3日後、第3フェーズを発災2週間後、第4フェーズを発災4週間後、それ以降を復旧期間とする。

各機能の配置期間については、表26に示す。

表26 各機能の配置期間

機能	初動		応急												復旧													
	第1	第2	第3			第4																						
	6h	2d	3d	4d	5d	6d	7d	8d	9d	10d	11d	12d	13d	14d	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	4m	5m	6m	
応急救助機関の活動拠点	人命救助														生活支援													
資機材仮置場	[Blue bar spanning all 28 columns]																											
災害廃棄物仮置場	[Blue bar spanning all 28 columns]																											
仮埋葬地	[Blue bar spanning all 28 columns]																											
建設型応急住宅建設用地	[Blue bar spanning all 28 columns]																											

h:時間、d:日、w:週、m:月



**留意点・工夫点**

- 配置期間は標準例であり、災害時の気象状況等を考慮する必要がある。(例として、仮埋葬地においては、東日本大震災では地震発生から10日目開始された)
- 土地は有限であることから、機能の配置期間について、応急救助機関の活動が収束した後は、生活再建に向けて他の機能への転用や、規模の縮小等、柔軟に調整することが求められる。そのため、災害初動時から必要となる機能(応急救助機関の活動拠点等)を優先的に配置調整することで円滑な運用ができる。
- 本ガイドラインでは、災害廃棄物置場の配置について、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き(環境省、R3.3改訂)」を参考に、発災後3日以降から配置することを想定している。しかし、近年の災害においては、風水害発生時の翌日から設置し、受け入れを開始した事例も見られるため、このような状況(ニーズ)を踏まえると、災害廃棄物置場は可能な限り早期に確保することが望まれる。

### 5.5.1 時系列調整表（案）の作成

ここでは、限られた公共用地・施設等を有効活用して機能配置をするため、機能および公共用地・施設等の時系列調整表を作成する。

時系列調整表は、フェーズ 1～4 とそれ以降（概ね半年程度）の期間を対象として、機能、公共用地・施設等それぞれに作成する。表 27 に機能ごとの時系列調整表、表 28 に公共用地・施設等ごとの時系列調整表の例を示す（作成方法は、図. 4 を参照）。

機能における時系列調整表においては、「3.2 必要面積の算定」で算出した各機能の必要面積と「5.5 タイムラインでの調整」で設定した各機能の配置期間を記載する。また、各公共用地・施設等について、被災リスクや隣接可否等により調整した機能に応じて、公共用地・施設等情報（名称、適性度、面積等）を該当する機能の箇所に記載する（表 27 参照）。

公共用地・施設等における時系列調整表においては、時系列調整を行いやすいように、作成した機能ごとの時系列調整表を公共用地・施設等ごとに情報（適性度、機能、面積等）を整理する（表 28 参照）。



#### 留意点・工夫点

- ・時系列調整表（案）では、1つの公共用地・施設等に対して複数の機能を適用させるなどの競合箇所が明確にならないため、公共用地・施設等ごとの一覧表もあわせて作成する。





---

### 5.5.2 時系列調整表への反映と過不足の確認

ここでは、限られた公共用地・施設等を有効活用して機能配置をするため、作成した時系列調整表に機能の転用等を反映し、必要面積に対する確保面積の過不足を確認する。

公共用地・施設等ごとの時系列調整表を用いて、別の用途への転用や配置する面積を小さくできる期間を調整する（表 29 参照）。

公共用地・施設等ごとの時系列を調整した後、その結果を機能ごとの時系列調整表へ反映し、面積の過不足を確認する。表 30 に過不足判定の例を示す。





---

## 6. その他配置を検討すべき機能

---

これまで解説してきた機能以外にも、発災時には下記に示す屋外および屋内施設を含む機能も必要となる場合があるため、同時に関係機関等と検討を進めておく必要がある。

### 6.1.1 災害対策本部 庁舎の代替え施設

災害対策本部を設置する市役所・町役場が地震・津波により被災することが想定されており、代替庁舎の候補地が無い場合は、仮設庁舎の設置する場所の確保に努める。なお、災害対策本部は現庁舎の近隣に配置することに留意する。

### 6.1.2 災害ボランティアセンター

被災した市町単位で設置する。主には市町の社会福祉協議会やボランティア団体等が協力して設置・運営するため、市町の社会福祉協議会と「いつ、どこに、どれだけの期間」開設するかを協議しておく必要がある。また、必要なスペースとして、屋内空間（事務所）のほかに、駐車場、ライフライン（通信・電力）、トイレ、水（機材の洗浄）などが必要となる。

### 6.1.3 避難所外避難者（車中泊）等の受入

自動車避難する住民（避難所外避難者）のために車中泊可能な公共用地・施設等を確保する。公共用地・施設等としては、トイレが併設された駐車場や学校のグラウンド等が想定される。

### 6.1.4 仮設焼却炉

既設焼却施設のみで処理能力が不足する場合は、仮設焼却炉の確保に努める。

### 6.1.5 屋内施設を要する機能（遺体検案・安置所）

屋内施設を要する機能については、市町の実態に応じて確保に努める。

例えば、遺体検案・安置所に関しては、遺留品の引き渡し等も実施できるスペースを確保する必要がある。過去の災害によれば、寺などが活用されている。

### 6.1.6 被災自動車の一時保管場所

津波等で被災した自動車は、所有者が特定できるまで自治体で一時的に保管することから、被災自動車の保管場所の確保に努める。

### 6.1.7 災害廃棄物仮置場（市町三次仮置場）

能登半島地震のような局所的な災害の場合は、市町二次仮置場までを設置するが、南海トラフ地震のような大規模災害については、市町三次仮置場まで設置する可能性がある。市町三次仮置場は、三重県が設置することから、基本的には県有地で設置することを想定する。

---

## 7. 取りまとめ

---

これまでの検討結果を踏まえ、以下のとおり、市町において災害発生時に必要となる機能および機能配置等を「災害時土地利用計画」としてとりまとめる。

### 7.1 計画書

---

本ガイドラインで示した災害発生時に必要となる機能の考え方を参考としつつ、各市町の実態を踏まえ、「①土地利用計画の概要、②公共用地・施設等のリスト化（市町保有地）、③必要面積の把握、④確保面積の把握、⑤機能配置の利用調整、⑥取りまとめ、⑦広域での調整」を計画書としてとりまとめる（図.6 参照）。

また、機能配置の調整結果として、機能配置図や公共用地・施設等状況カルテを作成する。

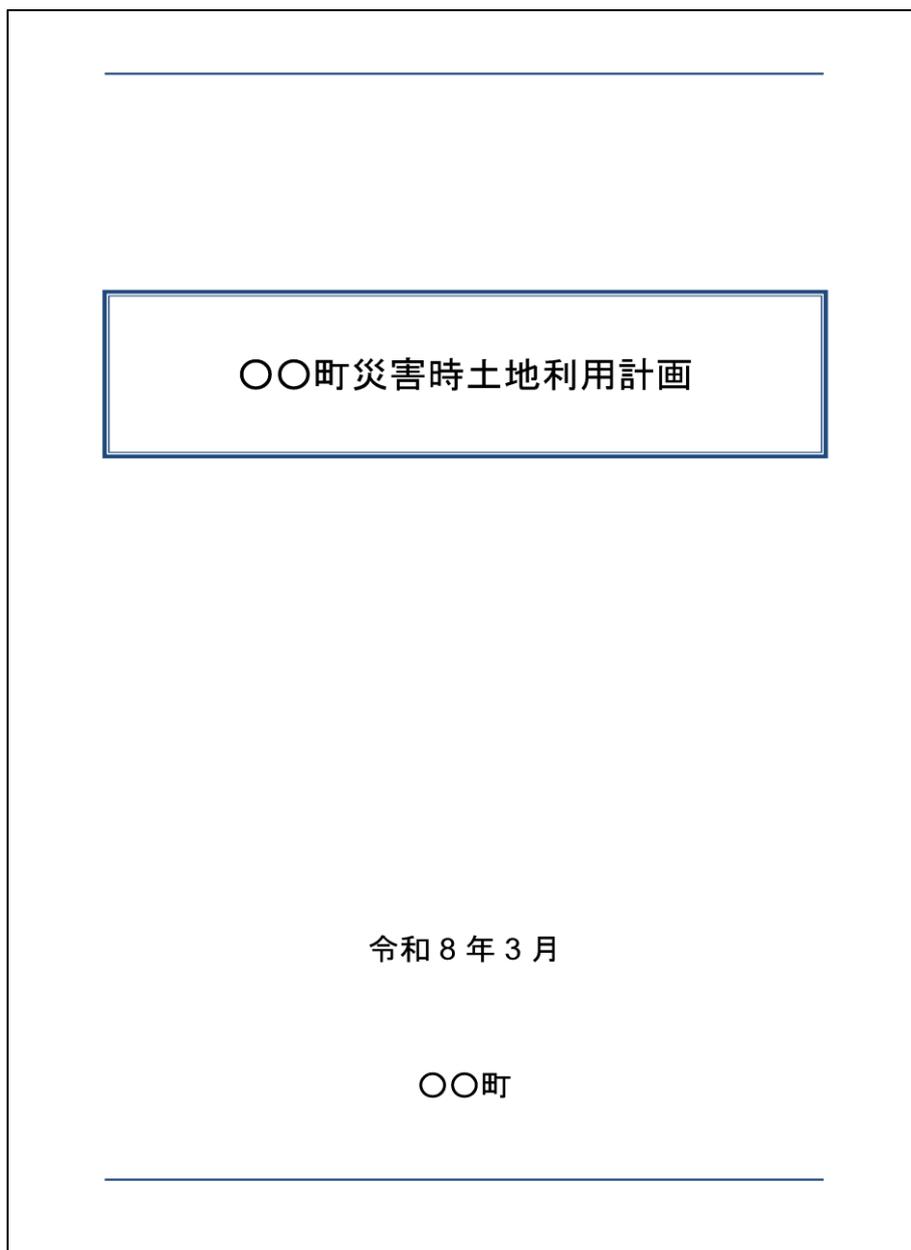


図.6 市町の災害時土地利用計画（イメージ）

## 7.2 全体の配置状況

発災後に各機能を迅速に配置できるよう、フェーズごと（1～4 およびそれ以降の5段階）ならびに検討対象とする被害区分（L1 および L2） ごとの全体配置状況を図面として整理・とりまとめる。図.7 に作成する全体配置図のイメージを示す。

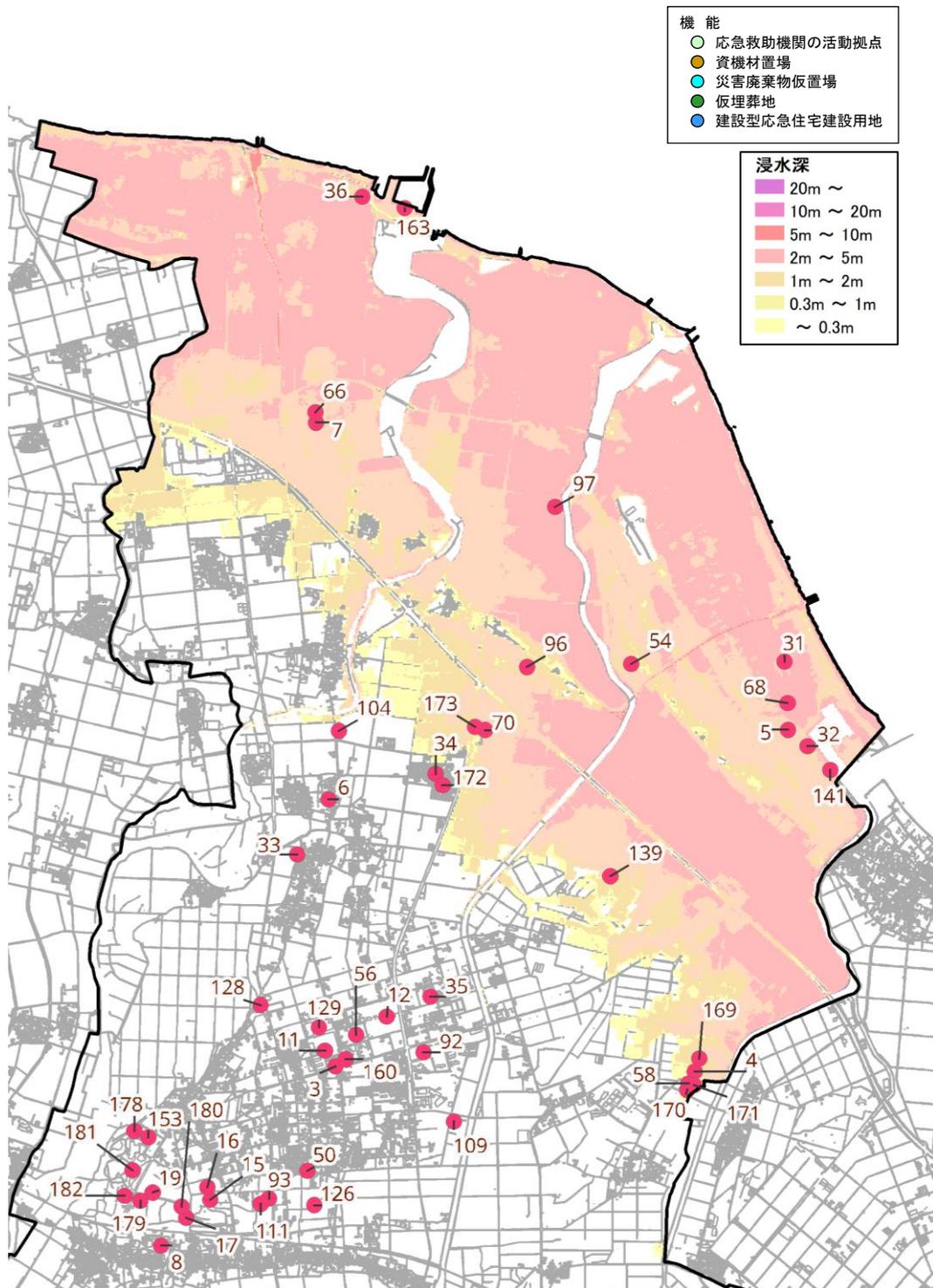


図.7 全体配置図（例）

### 7.3 公共用地・施設等状況カルテ

機能を配置する公共用地・施設等を対象に、公共用地・施設等状況カルテを作成し、周辺の状況、配置図、公共用地・施設等の概要、想定用途（期間含む）などの情報を1枚にとりまとめる。公共用地・施設等状況カルテのイメージを表31に示す。

表31 公共用地・施設等状況カルテの作成（例）

公共用地・施設等状況カルテ							No10								
施設名	〇〇〇〇	所有	公有地	管理者	三重県	津波	L1	-	-	洪水	L1	-	-	高潮	-
住所	三重県〇〇市〇〇-〇	平常利用	グラウンド	使用可能面積	27,787	m <sup>2</sup>	L2	-	-		L2	-	-		

周辺図・状況			<table border="1"> <tr> <th colspan="6">浸水深</th> </tr> <tr> <td>20m ~</td> <td>10m ~ 20m</td> <td>5m ~ 10m</td> <td>2m ~ 5m</td> <td>1m ~ 2m</td> <td>0.3m ~ 1m</td> </tr> <tr> <td>~ 0.3m</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">機能</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>応急救助機関の活動拠点</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>資機材置場</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>災害廃棄物仮置場</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>仮埋葬地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>建設型応急住宅建設用地</td> </tr> </table>	浸水深						20m ~	10m ~ 20m	5m ~ 10m	2m ~ 5m	1m ~ 2m	0.3m ~ 1m	~ 0.3m						機能		○	応急救助機関の活動拠点	●	資機材置場	○	災害廃棄物仮置場	●	仮埋葬地	●	建設型応急住宅建設用地
	浸水深																																
20m ~	10m ~ 20m	5m ~ 10m	2m ~ 5m	1m ~ 2m	0.3m ~ 1m																												
~ 0.3m																																	
機能																																	
○	応急救助機関の活動拠点																																
●	資機材置場																																
○	災害廃棄物仮置場																																
●	仮埋葬地																																
●	建設型応急住宅建設用地																																
施設配置図			<table border="1"> <tr> <th colspan="6">用地概要</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>制限地域</th> <th>接道状況</th> <th>土地状況</th> <th>指定状況</th> </tr> <tr> <td>校庭</td> <td>27,787</td> <td>●</td> <td>6m</td> <td>平坦</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>地番</th> <th>地番図</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	用地概要						種別	面積(m <sup>2</sup> )	制限地域	接道状況	土地状況	指定状況	校庭	27,787	●	6m	平坦		地番	地番図										
用地概要																																	
種別	面積(m <sup>2</sup> )	制限地域	接道状況	土地状況	指定状況																												
校庭	27,787	●	6m	平坦																													
地番	地番図																																

【L1】6ヶ月後までの想定用途

フェーズ	第1		第2		第3										第4		以降											
	6h	2d	3d	4d	5d	6d	7d	8d	9d	10d	11d	12d	13d	14d	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	4m	5m	6m	
応急救助機関活動拠点	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■													
建設型応急住宅建設用地																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

【L2】6ヶ月後までの想定用途

フェーズ	第1		第2		第3										第4		以降											
	6h	2d	3d	4d	5d	6d	7d	8d	9d	10d	11d	12d	13d	14d	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	4m	5m	6m	
応急救助機関活動拠点	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■													
建設型応急住宅建設用地																■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

用途による調整可能数

用途	応急救助機関活動拠点	資機材置場	災害廃棄物仮置場	仮埋葬地	建設型応急住宅建設用地
応急救助機関活動拠点	27,787m <sup>2</sup>				
建設型応急住宅建設用地					27,787m <sup>2</sup>

---

## 8. 広域での調整

---

これまでの検討を行ったうえで、確保面積が不足する機能については、隣接する市町や広域で用地確保の調整を行うこととなる。各市町の用地が不足する機能およびその量をフェーズごとにとりまとめ、県や隣接市町と協議・調整をする。

調整した結果は、それぞれの市町の土地利用計画へ反映する。



### 留意点・工夫点

- ・災害廃棄物仮置場（市町三次仮置場）は、基本的に県有地で設置することを想定している。しかし、使用可能な県有地は限られていることから、市町も含めた広域での調整が必要となる可能性がある。

---

災害対応における土地利用計画作成ガイドライン  
(第1版)

策定年月 令和8年3月  
策定 三重県

---